



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年6月10日金曜日 第2780号

◇ 目 次 ◇

救急診療所の協力申出..... (医療対策課) ... 480
 救急病院の開設者の変更..... (") ... 480
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (2 件) (経営支援課) ... 480
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 481
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (3 件) (都市計画課) ... 481
 都市計画事業の認可..... (都市整備課) ... 482
 瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 482
 土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 483
 介護員養成研修事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 483
 土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 483
 土地改良区役員の氏名の変更の届出..... (") ... 484

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令..... (保健福祉課) ... 484

公 告

登録販売者試験の実施..... (薬務衛生課) ... 489

選挙管理委員会告示

参議院選挙区選出議員選挙における各候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び回数決定..... (選挙管理委員会) ... 490

告 示

○愛媛県告示第700号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所である。

平成28年6月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
神南診療所	大洲市新谷乙1186番地1	医療法人緑風会	平成31年5月31日まで

○愛媛県告示第701号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院から、次のとおり開設者名の変更の届出があった。

平成28年6月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	
		変 更 前	変 更 後
松山笠置記念心臓血管病院	松山市末広町18番2	医療法人笠置記念胸部外科	社会医療法人笠置記念胸部外科

○愛媛県告示第702号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成28年6月10日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
今治くすのきガーデン	今治市旭町三丁目2番4 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳	平成28年4月1日	平成28年5月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第703号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
スーパードラッグコスモス古川店	西条市古川字江内甲126番1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳	平成28年 4月1日	平成28年 5月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第704号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成28年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成28年 6月10日から23日まで

○愛媛県告示第705号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第706号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第707号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第708号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成28年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 施行者の名称
四国中央市
2 都市計画事業の種類及び名称
四国中央都市計画公園事業
5・5・1 城山公園
3 事業施行期間
平成28年 6月10日から
平成33年 3月31日まで
4 事業地
(1) 収用の部分
四国中央市川之江町城山、大江新開及び山ノ下地内
(2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第709号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 6月10日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
日本ケッチェン株式会社
東京都港区芝浦一丁目2番1号
代表取締役社長 遠北 正和
2 事業場の名称及び所在地
日本ケッチェン株式会社新居浜事業所
新居浜市磯浦町17番4号
3 特定施設に関する事項
東工場スクラパーテスト機

Table with 2 columns: 特定施設の種別, 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第27号又 廃ガス洗浄施設. Rows include capacity (1時間当たり51ノルマル立方メートル処理), start/end dates, and seasonal variation (なし).

Table with 3 columns: 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値, 水素イオン濃度(水素指数), 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム), 浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム), 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム), リン含有量(単位1リットルにつきミリグラム). Rows show typical and maximum values for various pollutants.

備考 汚水等は、スクラパー排水中和槽にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

- (1) スクラパー排水中和槽

Table with 2 columns: 設置年月日, 平成19年10月31日. Rows include facility type (化学的処理), model (中和設備), structure (鋼板製及び内面FRP製), main dimensions (縦2.8メートル 横6.2メートル 高さ3.5メートル), capacity (1日当たり3,600立方メートル処理), treatment method (中和処理), usage interval (連続), daily usage time (24時間), and seasonal variation (なし).

Table with 4 columns: 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値, 項目, 処理前, 処理後. Rows show typical and maximum values for water quality parameters before and after treatment.

	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,695 最大 2,955	通常 2,695 最大 2,955

備考 汚水等は、処理槽にて処理する。

(2) 処理槽

設 置 年 月 日	平成28年 1月15日		
処 理 施 設 の 種 類	化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	水平流式		
処 理 施 設 の 構 造	FRP製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	直径 3.2メートル 高さ 8メートル 直径 3.2メートル 高さ 7.4メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり7,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	酸化処理及び中和処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6~8 最大 5~9	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 36 最大 51	通常 12 最大 17
	浮遊物質量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 32 最大 62	通常 30 最大 60
	窒素含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 16 最大 87	通常 16 最大 33
りん含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1以下 最大 1以下	通常 1以下 最大 1以下	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 4,110 最大 4,745	通常 4,110 最大 4,745	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.4 最大 5.8~8.6
----------------	-----------------------	--------------------------

化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 11.9 最大 16.9
浮遊物質量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 30 最大 60
窒素含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 16 最大 33
りん含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 4,200 最大 4,860

○愛媛県告示第710号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市飯岡土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年 6月10日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	国 田 定 義	西条市飯岡1807番地

○愛媛県告示第711号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成28年 6月10日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 年 月 日
株 式 会 社 C P I	松山市宮西三丁目4番40号	介護職員初任者研修課程	平成28年 6月1日

○愛媛県告示第712号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東温市南方土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年 6月10日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 木 安 雄	東温市南方733番地2

	(12) 必要な措置の勧告(第56条第4項)								
	(13) 勧告に従わない旨の公表(第56条第5項)								
	(14) 勧告に係る措置の命令(第56条第6項)								
	(15) 業務の停止命令及び役員 の解職勧告(第56条第7 項、第9項)								
	(16) 解散命令(第56条第8 項)								
	(17) 省略								
	(18) 所轄庁に対する意見の具 申(第57条の2第1項)								
	(19) 関係都道府県知事等に対 する協力の要請(第57条の 2第2項)								
	(20) 助成等(第58条)								
	(21) 省略								
	2~4 省略								
8~20 省略									

	(13) 必要な措置の命令 (第56条第2項)								
	(14) 業務の停止命令及び役員 の解職勧告(第56条第3 項、第5項)								
	(15) 解散命令(第56条第4 項)								
	(16) 省略								
	(17) 助成及び監督(第58条)								
	(18) 省略								
	2~4 省略								
8~20 省略									

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
子育て 支援課	1~12 省略					
	13 社会 福祉法 の施行 に関する 事務	1 社会福祉法人に関する こと。 (1) 省略				
	(2) 省略					
	(3) 省略					
	(4) 省略					
	(5) 省略					
	(6) 省略					
	(7) 省略					
	(8) 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
子育て 支援課	1~12 省略					
	13 社会 福祉法 の施行 に関する 事務	1 社会福祉法人に関する こと。 (1) 省略 (2) 行う事業が2以上の都道 府県の区域にわたる社会福 祉法人の定款の認可及び変 更認可、解散の認可及び認 定並びに合併の認可に関す る副申(第31条第4項、第 43条第2項、第46条第4 項、第49条第3項)				
	(3) 省略					
	(4) 省略					
	(5) 省略					
	(6) 省略					
	(7) 省略					
	(8) 省略					
	(9) 省略					

(9) 省略					
(10) 解散命令（第56条第8項）					
(11) 助成等（第58条）					
(12) 省略					

(10) 省略					
(11) 解散命令（第56条第4項）					
(12) 助成及び監督（第58条）					
(13) 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
障がい福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 省略				
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		(5) 省略				
		(6) 省略				
		(7) 省略				
		(8) 省略				
		(9) 省略				
		(10) 解散命令（第56条第8項）				
		(11) 助成等（第58条）				
(12) 省略						
2～11 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
障がい福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 行う事業が2以上の都道府県の区域にわたる社会福祉法人の定款の認可及び変更認可、解散の認可及び認定並びに合併の認可に関する副申（第31条第4項、第43条第2項、第46条第4項、第49条第3項）			—	
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		(5) 省略				
		(6) 省略				
		(7) 省略				
		(8) 省略				
		(9) 省略				
		(10) 省略				
		(11) 解散命令（第56条第4項）				
		(12) 助成及び監督（第58条）				
(13) 省略						
2～11 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
長寿介護課	1～3 省略					
	4 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
		(1) 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
長寿介護課	1～3 省略					
	4 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 行う事業が2以上の都道府県の区域にわたる社会福			—	

	(17) 所轄庁に対する意見の具申（第57条の2第1項）	—				
	(18) 関係都道府県知事等に対する協力の要請（第57条の2第2項）	—				
	(19) 助成等（第58条）					
	(20) 省略					
	2 社会福祉事業に関すること。					
	(1)～(10) 省略					
	(11) 身分を示す証明書の交付（社会福祉法施行規則第12条）	—				
2～31 省略						
備考 省略						

	(14) 助成及び監督（第58条）					
	(15) 省略					
	2 社会福祉事業に関すること。					
	(1)～(10) 省略					
	2～31 省略					
備考 省略						

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(18)の12 省略</p> <p><u>(18)の13 社会福祉法第56条第2項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。</u></p> <p><u>(18)の14 社会福祉法第56条第4項の規定に基づく社会福祉法人に対する必要な措置の勧告に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。</u></p> <p><u>(18)の15 社会福祉法第56条第5項の規定に基づく社会福祉法人に対する勧告に従わない旨の公表に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。</u></p> <p><u>(18)の16 社会福祉法第56条第6項の規定に基づく社会福祉法人に対する措置命令に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。</u></p> <p><u>(18)の17 社会福祉法第56条第7項の規定に基づく社会福祉法人に対する業務の停止命令及び役員解職勧告に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。</u></p> <p>(18)の18 省略</p> <p>(18)の19 社会福祉法第57条の2第1項の規定に基づく所轄庁対</p>	<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(18)の12 省略</p> <p>(18)の13 社会福祉法第56条第2項の規定に基づく社会福祉法人に対する措置命令に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。</p> <p>(18)の14 社会福祉法第56条第3項の規定に基づく社会福祉法人に対する業務の停止命令及び役員解職勧告に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。</p> <p>(18)の15 省略</p>

する意見の具申に関する事（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の20 社会福祉法第57条の2第2項の規定に基づく関係都道府県知事等に対する協力の要請に関する事（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の21 省略

(18)の22 省略

(18)の23 省略

(18)の24 省略

(18)の25 省略

(18)の26 省略

(18)の27 省略

(18)の28 省略

(18)の29 省略

(18)の30 省略

(18)の31 省略

(18)の32 省略

(18)の33 省略

(19)～(19)の3 省略

(19)の4 社会福祉法施行規則第12条の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関する事（2以上の社会福祉施設を設置する者（市町を除く。）に係るもの（児童福祉法第34条の8第2項の規定により行うことができる放課後児童健全育成事業、同法第34条の11第1項の規定により行うことができる地域子育て支援拠点事業、身体障害者福祉法第27条の規定により行うことができる手話通訳事業、同法第28条第3項の規定により設置される身体障害者社会参加支援施設並びに老人福祉法第15条第5項の規定により設置される軽費老人ホーム及び老人福祉センターに係るものを除く。）を除く。）。

(19)の5 省略

(19)の6 省略

(19)の7 省略

(19)の8 省略

(19)の9 省略

(19)の10 省略

(19)の11 省略

(19)の12 省略

(19)の13 省略

(20)～(101) 省略

4～6 省略

(18)の16 省略

(18)の17 省略

(18)の18 省略

(18)の19 省略

(18)の20 省略

(18)の21 省略

(18)の22 省略

(18)の23 省略

(18)の24 省略

(18)の25 省略

(18)の26 省略

(18)の27 省略

(18)の28 省略

(19)～(19)の3 省略

(19)の4 省略

(19)の5 省略

(19)の6 省略

(19)の7 省略

(19)の8 省略

(19)の9 省略

(19)の10 省略

(19)の11 省略

(19)の12 省略

(20)～(101) 省略

4～6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成28年登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成28年 6月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

平成28年10月26日（水）午前10時30分

2 試験の場所

愛媛県庁（愛媛県松山市一番町四丁目4-2）、愛媛県中予地方法局（愛媛県松山市北持田町132番地）及び愛媛県薬剤師会館

(愛媛県松山市三番町七丁目6-9)(試験の場所は、受験票により通知する。)

3 受験申請書の提出期間

平成28年7月25日(月)から8月5日(金)まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験申請書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所(松山市の区域にあっては、中予保健所)と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

平成28年7月10日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙における各候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及びその回数は、次のとおりである。

平成28年6月10日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

区 分	基幹放送事業者	政見放送の回数
テレビジョン放送	株式会社愛媛朝日テレビ	1回
	南海放送株式会社	1回
	株式会社テレビ愛媛	1回
ラ ジ オ 放 送	南海放送株式会社	1回